

政治資金監査報告書

令和 8年10月22日

日本金融経済研究フォーラム 21
代表 長 崎 幸太郎 殿

登録政治資金監査人

・11次 義人

登録番号 第490号

研修終了年月日 平成21年1月29日

1、監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に準じて、日本金融経済研究フォーラム 21 の、令和7年にかかる法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に準じて行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本金融経済研究フォーラム 21 の主たる事務所において行った。

2、監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出

の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3、業務制限

日本金融経済研究フォーラム 21 と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本金融経済研究フォーラム 21 と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

政治資金監査報告書

令和 8 年 1 0 月 22 日

長崎幸太郎後援会（幸太郎クラブ）
代表 廣 瀬 義 仙 殿

登録政治資金監査人

・1122 義仙殿

登録番号

第 4 9 0 号

研修終了年月日

平成 2 1 年 1 月 2 9 日

1、監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 1 9 条の 1 3 第 1 項の規定に準じて、長崎幸太郎後援会の、令和 7 年にかかる法第 1 2 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 1 9 条の 1 3 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に準じて行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、長崎幸太郎後援会の主たる事務所において行った。

2、監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 1 9 条の 1 3 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 1 9 条の 1 3 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 1 9 条の 1 3 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 1 2 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 1 9 条の 1 3 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出

の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3、業務制限

長崎幸太郎後援会と私との間には、法第 1 9 条の 1 3 第 5 項の規定に違反する事実はない。
また、長崎幸太郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上